

令和 8 年度白鷹町移住支援事業実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、令和 8 年度白鷹町移住支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において、町長が別に定める事項について定める。

(関係人口の対象要件)

第 2 条 交付要綱第 4 条第 1 項第 7 号の規定における関係人口の対象要件は、第 1 号のいずれかに該当し、かつ、第 2 号のいずれかに該当するものとする。

(1) 交付対象者の要件

ア 白鷹町（以下「本町」という。）出身者または三親等以内の親族が本町に居住している者

イ 本町に通算 1 年以上居住または勤務した経験がある者

ウ 過去に本町にふるさと納税の実績がある者

エ 転入前に本町が実施する移住関連事業（移住相談窓口の利用を含む）や農業研修等への参加経験または下見来町の経験がある者

(2) 地域の担い手確保の要件

ア 農林業に就業する者

イ 三親等以内の親族が営む家業等へ就業する者

ウ 町内に事業所（支所、支店を含む。）等を有する企業等（ただし、官公庁等を除く。）に就業した者

エ しらかマルチワーク事業協同組合に雇用される者

オ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

(提出書類等)

第 3 条 前条の要件を確認するために提出を求める書類等は次のとおりとする。

(1) 前条第 1 号ア又はイ 戸籍謄本等の写し

(2) 前条第 1 号ウ 納税を証明する書類

(3) 前条第 1 号エ 参加等履歴の確認できる書類

(4) 前条第 2 号アからエ 就業を確認できる書類

(5) 前条第 2 号オ 要件を確認できる書類

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。